

第9回防衛施設中央審議会議事録

1. 日 時：令和3年4月15日（木）16時13分～17時11分
2. 場 所：防衛省A棟11階第1省議室（新宿区市谷本村町5番1号）
3. 出席者：

（委 員）

阿部 達也（青山学院大学教授）

阪田 恭代（神田外語大学教授）

住田 裕子（弁護士）

中西 寛（京都大学法学研究科教授）

廣瀬 祐子（ジャーナリスト）

渡部 恒雄（笹川平和財団上席研究員）

（防衛省）

芹澤 清 大臣官房長

伊藤 哲也 大臣官房文書課長

品川 高浩 地方協力局地方協力企画課長

藤井 真 地方協力局施設管理課長

4. 議事録：

【文書課長】

それでは、皆さんお揃いになりましたので、若干早いですけれども開始したいと思います。防衛施設中央審議会の第9回会議を開催させていただきます。本日は、各委員のみなさまお忙しいところ御参集いただきまして誠にありがとうございます。私、事務局を担当しております大臣官房文書課長の伊藤でございます。会長が選任されるまでの間、私が議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。さて、本審議会につきましては、3月31日をもちまして6名の委員の方が3年の任期を終えられたところでございます。全員の方が本年4月からの新任期におきましても引き続き委員に就任していただいております。また、昨年8月26日をもちまして石原委員が任期満了により退任されたことを受けまして、昨年8月27日付で、ジャーナリストの廣瀬様が委員に就任されております。そこで改めて委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元に委員名簿及び配席図がございますので御参照ください。

まず、青山学院大学教授の 阿部 達也 様（阿部委員「よろしくお願いいたします」と呼ぶ）

神田外語大学教授でいらっしゃいます 阪田 恭代 様（阪田委員「よろしくお願いいたします」と呼ぶ）

弁護士でいらっしゃいます 住田 裕子 様（住田委員「よろしくお願いいたします」と呼ぶ）

京都大学法学研究科教授でいらっしゃいます 中西 寛 様（中西委員「よろしくお願いいたします」と呼ぶ）

ジャーナリストでいらっしゃいます 廣瀬 祐子 様（廣瀬委員「よろしくお願いいたします」と呼ぶ）

笹川平和財団上席研究員でいらっしゃいます 渡部 恒雄 様（渡部委員「よろしくお願いいたします」と呼ぶ）

本日は御都合により欠席する旨のご連絡をいただいておりますけれども、政策研究大学院大学の教授でいらっしゃいます 岩間 陽子様も委員でございます。

以上、7名の皆様に委員を務めていただきます。以後、よろしくお願いいたします。それでは、議事に先立ちまして、大臣官房長の芹澤から一言御挨拶を申し上げます。

【大臣官房長】

大臣官房長の芹澤でございます。よろしくお願いいたします。今日は先生方

皆さまお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。さきほど文書課長の方から御紹介させていただきましたけれども、廣瀬委員におかれましては、昨年8月新たに御就任いただいたところでございます。また、その他の6名の委員の皆様におかれましては、前任期に引き続きまして御就任をお願いしましたところ、御多忙にもかかわらず、当審議会任務に御理解をいただきまして、快くお引き受けいただいたこと、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。当審議会の任務は、米軍に新規に土地などを提供する場合で、防衛大臣が代行裁決を行う際に議決を行うこと、それから、米軍から返還された土地などの所有者から原状回復や損失補償などについて異議の申出があった場合に、防衛大臣の諮問に応じて御意見を述べていただくこととでございます。委員の皆様におかれましては、国民の権利義務に直結する代行裁決の適正な実施の担保、それから防衛行政の適正な執行などの極めて重要な役割をお願いするところでございます。本日でございますけれども、審議会の会長それから会長代理をお決め頂いた後、最近の駐留軍用地特措法の施行状況、それから在日米軍の再編の状況につきまして、担当の方から御説明をさせたいと思います。最後に、この審議会を通じまして、防衛行政全般につきましても、幅広く御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【文書課長】

それでは、これより議事に入らせていただきます。本審議会は、運営規則におきまして原則公開と定められておりまして、今回も事前に一般の方の傍聴を受け付けましたが、申し込みはございませんでした。また、審議会の議事については、議事録を作成し、原則公開することとされておりますので、ご了承いただくようお願い申し上げます。次に、審議会の会長でございますが、駐留軍用地特措法31条の規定により、委員の皆様の互選で選出していただくこととなっております。どなたに会長をお願いしたらよろしいか、御推薦等ございましたら、よろしくお願ひいたします。（阿部委員の挙手を受けて）阿部委員、お願ひします。

【阿部委員】

はい。前の任期で会長を務められました住田委員に引き続き会長をお引き受けいただくのがよろしいのではないかとこのうふうに思います。いかがでしょうか。

【文書課長】

ただ今、住田委員の御推薦がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【文書課長】

では、御異議ないようですので、住田委員が会長に選任されました。それでは、住田会長から一言御挨拶をいただきたいと思います。また、防衛施設中央審議会令の規定により、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すること」とされておりますので、住田会長から会長代理の指名も併せてお願いいたします。

【住田会長】

ただいま防衛施設中央審議会の会長に選任いただきました住田でございます。前任期に引き続きまして会長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本審議会の円滑な運営が図られますよう前任期に続きまして尽力してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。次に、会長代理につきましても、中西委員を指名させていただきますと存じます。よろしくお願いいたします。

【中西委員（会長代理）】

謹んでお受けいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【文書課長】

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行は住田会長にお願いしたいと存じます。

【住田会長】

今回は、防衛大臣の代行裁決の対象となる可能性のある新規に駐留軍用地を提供する案件はなく、本審議会で審議を行うものはございませんが、新たに着任された委員もいらっしゃいますし、前回の審議会から3年が経とうとしておりますので、本審議会の所掌事務と関わりの深い駐留軍用地特措法に関し、この間の施行状況について、承知しておく必要があると思います。また、在日米軍の再編についても関心のあるところですので、これらの点につきまして、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【施設管理課長】

地方協力局施設管理課長の藤井でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、お手元でございます、駐留軍用地特措法の施行状況こちらの資料に基づきまして、ご説明させていただきたいと思ひます。1 ページ目をお開きいただきますようお願い申し上げます。

駐留軍に施設・区域として提供する民公有地につきましては、土地所有者との合意によりまして、賃貸借契約等を締結しまして使用権原を取得することが基本になってございます。合意が得られない場合につきましては、やむを得ず、駐留軍用地特措法に基づき使用権原を取得することというような形で施行してございます。

駐留軍用地特措法の適用の実績でございますけれども、本土で適用した実績がございまして、昭和28年から37年の延べ49件の実績がございまして。沖縄におきましては、昭和57年5月15日からこれまで105件の適用をしてきているところでございます。

次のページをお開き願ひます。沖縄におきます、駐留軍用地の状況について、ご説明申し上げます。まず、左側の上のグラフでございますけれども、現在提供している用地全体面積約18,483ヘクタールのうち、77.2パーセントの14,276ヘクタールが民公有地という状況になってございます。その内訳といたしまして、賃貸借契約が締結されているものの面積が99.6パーセントということで、ほとんど賃貸借契約が結ばれており、0.4パーセントの土地につきましては、特措法を適用して使用権原を得ているという状況でございます。その土地所有者の状況について右側のグラフの方でご説明申し上げたいと思ひますけれども、特措法の適用者につきましては、適用者の割合が7.9パーセントと約4,000名います。この適用者の中に、一坪を共有している地主の方々があり、その所有の面積、約0.4パーセント、0.2ヘクタールに対しまして、下段の人数のところでは約4,000名おるという状況になってございます。一番下段、ちなみに、本土におきましては国有地が92.7パーセントということでございまして、沖縄につきましては、民公有地の面積が大きくなっているというような状況でございます。

次のページをお願いいたします。現在、駐留軍用地特措法に基づきまして適用している土地の状況でございます。現在、全部で11事案が適用となっております。こちらの表のとおりになってございます。

次のページをお願いいたします。こちらにつきましては、使用期間が満了するものについて、現在手続を行っているという状況でございます。手続の流れにつきましては、真ん中の黄色でございます、伊江島補助飛行場等11施設につき

まして、ご説明申し上げたいと思います。

次のページをお願いしたいと思います。こちらにつきましては、使用期間が満了するのが令和2年3月31日ということで、翌4月1日以降の使用権原を得るべく平成30年10月に土地所有者への意見照会を行い、同年11月に防衛大臣に対して使用認定の申請を行い、平成31年3月、防衛大臣の使用認定を受け、令和元年6月、沖縄県収用委員会に対して裁決申請を行い、公開審理が現在まで2回行われているというような状況でございます。しかし、使用期間の満了日である令和2年3月31日までに手続きが完了していないというような状況でしたので、ページの右側でございますけれども、駐留軍用地特措法の第15条の規定に基づき、6箇月ごとに担保を提供することによって、令和2年4月1日以降、暫定使用という形で使用権原を確保しているというような状況になってございます。

以上で駐留軍用地特措法の施行状況について説明を終わらせていただきます。

【地方協力企画課長】

引き続きまして、地方協力局の地方協力企画課長の品川でございます。私の方から、米軍再編の進捗状況について、ご説明を申し上げたいと思います。

資料の1ページ目をご覧ください。まず、沖縄における米軍施設・区域の現状について御紹介をしたいと思います。こちらは、本年1月時点でございますけれども、沖縄県における米軍施設・区域の状況でございます。沖縄県には、31の米軍の専用施設・区域が所在しております。このうち、普天間飛行場など16の米軍の専用施設・区域が、沖縄県民の約8割に当たる約120万人が生活しております沖縄本島、それも中南部の人口の多いところに所在している状況でございます。

1枚おめくりください。2ページ目でございます。次に、この米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けたこれまでの取組をご紹介させていただきたいと思います。沖縄県内におきましては、我が国における米軍専用施設・区域のうち、面積にして約70パーセントが集中しております。このスライドですと、このブルーの四角のところの注の3のところをご覧ください。2021年1月1日時点の70.3パーセントというものでございます。こうした沖縄への米軍の施設・区域の集中が県民生活などに多大な影響を及ぼしているということでございまして、整理・統合・縮小が強く求められて参りました。このため、日米両政府は、まず、1990年、地元要望の強い事案を中心に、いわゆる23事案と言われておりますけれども、その土地の返還手続を進めることについて合意をいたしました。すでに、ここにあります未返還の施設名、2つ出てお

りますが、こういったものを除きまして、合意された全ての施設・区域が返還済みでございます。その後、1995年に起きました不幸な事件などを契機として、日米両政府は、沖縄に関する特別行動委員会、SACOと呼んでおります、これを設置いたしまして、1996年、いわゆるSACO最終報告を取りまとめまして、11件の土地の返還について合意をしております。そして、2006年、日米両政府は、抑止力の維持を図りつつ地元の負担軽減を進めるために土地の返還、部隊配置の見直しを含みます、在日米軍再編の施策を実施する再編の実施のための日米ロードマップを取りまとめて、事後、それに取り組んできているところでございます。こうした一連の取り組みの結果、沖縄県におけます米軍の専用施設・区域の面積は、復帰直前と比べて、現時点までに48パーセント減少してきていると、さらに、普天間飛行場の全部返還など、今後予定される返還が完了いたしますれば、米軍専用施設・区域の面積は、復帰直前から50パーセントの減というところになってまいります。

次のページをおめくりください。SACO最終報告の概要、進捗状況等でございます。平成8年にSACO最終報告、1996年に日米間で取りまとめられて以降、土地の返還、騒音軽減、訓練や運用の方法の調整などに取り組んでまいりました。この図におきます、土地の返還の11件の施設のうち、紫色の部分が既に返還済の6施設になります。青色が米軍再編に引き継がれた5施設でございます。引き続き、返還に向けて取り組みを進めているところでございます。

1枚おめくりください、前回のこの会議におきましてもご紹介しております、この面積の非常に大きなものの一つをご紹介いたしますと、北部訓練場の過半の返還がでございます。北部訓練場の過半の返還は、当時の沖縄県内の在日米軍施設・区域の専用施設の約2割にあたります、沖縄の戦後復帰後、最大のものとございまして、平成8年、1996年のSACO最終報告以来、20年越しの課題でありましたが、平成28年12月に返還の条件となっておりますヘリパットの移設が完了いたしまして、約4,000ヘクタールの返還が実現したものでございますので、ご紹介をさせていただきます。

もう1枚おめくりいただきまして、5ページです。沖縄における米軍再編の状況を見てまいります。一つは、このスライドの左上にあります嘉手納以南の土地の返還というグルーピングが可能ですが、嘉手納飛行場より南にあります、6つの米軍の施設・区域につきまして、全部又は一部を返還するという計画になっています。これはまだ完了しておらないところでございます。この計画の一つとして位置付けられますのが、普天間飛行場の機能の分散でございまして、スライド右上、普天間飛行場の機能の分散ということで、3つございます。まず、空中給油機能を岩国に移転するもの、これは完了をしております。続きまして、緊急時に航空機を受け入れる、普天間飛行場が緊急時に航空

機を受け入れる機能がございますが、この機能については九州の新田原基地、そして築城基地に移転をすると、これも今取り組んでいるところでございます。残るヘリコプターですとか、オスプレイ、この運用機能については、キャンプ・シュワブの辺野古崎地区に移転するという計画でございます。また、資料の右下にございます兵力削減と国外への移転につきましては、在沖米海兵隊要員の約9,000名、これが日本国外に移転をいたします。約9,000名のうち、約4,000名はグアムに移転するという計画でございます。詳細はのちほどご説明をいたします。

次のページをご覧ください。少し大きめに見えるようにしております普天間飛行場代替施設建設事業の概要でございます。普天間飛行場の移設につきましては、キャンプ・シュワブの辺野古崎地区とこれに隣接する水域に代替施設を建設する計画としております。代替施設を建設するために必要となる埋立ての面積は、約150ヘクタールでございます。普天間飛行場の面積約476ヘクタールに比べまして、約3分の1程度の埋立面積になります。滑走路はV字型に2本設置されますが、これは、地元の要望を踏まえて、離陸・着陸のいずれの飛行経路も海上になるようにするためのものがございます。滑走路は1200メートル、オーバーランを含めまして1800メートル、現在の普天間飛行場の滑走路に比べますと、短くなるというものでございます。それを機能面と今申し上げたことも含めまして、7ページをご覧ください。さきほどご説明いたしました、普天間飛行場の3つの機能のうちの一つ、オスプレイなどの運用機能、これを移すというものが、この代替施設の機能でございます。検討過程につきましては、非常に長い歴史がございまして、政府としては、普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならない、普天間飛行場代替施設を建設する現在の計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるという考えでございます。工事にあたりましては、平成24年には環境影響評価の手続を完了いたしまして、平成25年に公有水面の埋立承認を得ました。その後、埋立承認の取消に関する訴訟、これを経まして、平成30年12月から埋立土砂の投入作業に着手をいたしまして、現在、埋立工事を進めているところでございます。

1枚おめくりください。在沖米海兵隊のグアム移転についてでございます。平成24年の「2+2」で、現在の計画となっているところですがけれども、以前のものを見直しまして、現在は、在沖米海兵隊の要員約9,000名が日本国外に移転します。右下のところをご覧くださいますと9,000名、そのうち4,000名がグアムに移転するという計画になっております。この海兵隊の移転に関しましては、グアムなどにおける施設整備、その費用の一部を日本側が負担することとしております。2008年米会計年度の価格で28億ドルを上限とし、米国政府への資金提供を行っております。現在、米国政府により

まして、グアムの各地区において移転のための施設整備工事が実施されております。この現在の計画の②のところは赤字で書いておりますけれども、沖縄からグアムへの移転は、2020年代の前半に開始するという計画になっております。これにつきましては、変更はございません。

次のページをご覧ください。嘉手納以南の土地の返還、統合計画についてでございます。3年前のこの審議会におきましてご説明をしたものから3つ増えております。増えた部分でいいますと、キャンプ瑞慶覧、施設技術部地区の一部、2020年3月31日返還済というもの。また、牧港補給地区、左にありますけれども、第5ゲート付近の区域、2019年3月31日返還済というもの。そして、右の一番下にあります、普天間飛行場、佐真下ゲート付近の土地、これは2020年12月20日返還済というものでございます。これが前回との差というものになりますけれども、この統合計画に基づきまして、すべての返還が実現しました暁にはですね、沖縄本島中南部の人口の多い地域に所在します6つの米軍専用施設につきまして、その約7割の土地が返還されることとなります。これは、この右下、1,048ヘクタールプラスアルファとなっておりますけれども、それだけの返還になる、東京ドームに例えますと、約220個分の土地が返還されるということになります。さきほど前回との差分を申しましたが、この赤い線で囲ってあります7つの区域、これが既に返還が実現している地域というものでございます。これによりまして、統合計画で「速やかに返還」とされている土地の全ての返還が完了したところでございます。現在、更なる土地の返還を進めるための移設作業を進めているところでございます。

1枚おめくりください。続いて本土でございます。これも本土の米軍再編の状況ですと、前回、3年前のものからの差分といいますと、この左上の沖縄の地図があるその下に「本土の自衛隊基地等へ」というところがありまして、ブルーのところは少し増えておりまして、KC-130の鹿屋やグアムへのローテーション展開、これが再編実施済み・継続実施しているところでプラスになっております。全体として、やはり大きな事業としましては、もう実施済みではあります。厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐。また、最近非常に大きな動きになってまいりました馬毛島における新たな自衛隊施設の建設。戦闘機等の訓練移転。また、Xバンドレーダーの配備といったものがございました。青色で塗っているものが実施済み、継続実施のものでございます。そして差分といいますと、やはり、馬毛島の動きが大きく出ておりますので御紹介をしたいと思います。この10ページの図ですと、真ん中あたりの一番下に赤い四角ですね、新たな自衛隊施設として馬毛島が検討対象となる旨、地元に説明、FCLPの恒久的施設としても使用というふうに書かれております。

1枚おめくりください。馬毛島の概要でございます。馬毛島は鹿児島県種子

島の沖合約10キロに位置する無人島でございます。この島は、面積がここに
あります公簿上の土地面積でいいますと7.47平方キロメートルでございます。
一番高い標高のところで約70メートルという平坦な地形となっております。
居住者はありません。

次のページをご覧ください。FCLPの施設を巡ります経緯をまとめており
ます。FCLPという言葉でございます、ご存じの方も多いかと思いますが、
念のため、14ページを先に御紹介をしたいと思っております。14ページにFCL
Pとは、ということで、最後のページにつけております。FCLPとは、空母
に着艦するためのパイロットが安全に着艦できるように空母出航前に陸上の飛
行場を空母の甲板に見立てて、昼夜、行われる訓練でございます。この訓練
を経まして、出港した空母の上で着艦できるということになります。米軍は11
の空母打撃群を有しておりますが、そのうち10の空母打撃群のFCLPにつ
いては、米国本土にあります8つのFCLP施設にて実施されております。1
施設あたり1つ以上の空母打撃群が行う訓練を受け入れている状況ございま
す。残りの1つの空母打撃群がロナルド・レーガンを中心とする空母打撃群で
ございますが、これが我が国に展開しているということで、この地域において、
我が国の周辺の地域において、恒常的に活動を行うためには、日本国内でFCL
Pを実施する必要があるものと承知をしております。

この訓練施設がどうしても必要であるということで、これまでの経緯、12
ページに戻らせていただきます。12ページでありますけれども、主な経緯と
いたしまして、FCLP、これは、昭和48年まで遡りまして、米空母ミッド
ウェーが横須賀に初めて入港して以来、三沢、岩国、厚木、横田で実施してき
ましたが、やはり騒音の影響を踏まえまして、平成5年以降は硫黄島で実施を
してまいりました。他方、硫黄島は、厚木からは約1,200キロ、岩国から
はさらに遠く約1,400キロになります。その間、着陸可能な飛行場が無い
ということで、安全上の問題がございます。このため、米側からは、硫黄島で
の訓練はあくまで暫定的なものであって、空母艦載機の母基地の近くで安全に
訓練できる恒久的な施設について要請を受けてまいりました。FCLPができ
ます恒久的な施設については、過去、三宅島を候補地として検討した経緯があ
りますが、この12ページの3つ目の丸のところですが、平成23年の「2+2」
におきまして、馬毛島をこの施設の検討対象と位置付けました。ここに書いて
おりますのが「2+2」の内容でございます。日本政府は、新たな自衛隊の施
設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元の説明することとしている、とい
うところでございます。この2行目、同施設は、大規模災害を含む各種事態に対
処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練等のために使用され、併せて
米軍の空母艦載機離着陸訓練、FCLPの恒久的な施設として使用されること
になる、平成23年から申し上げてきているところでございます。その後、後

ろから4番目の丸ですけれども、令和元年11月29日、大半の土地を所有しておりました者と取得について一定の合意に至りまして、その後取得手続を進めておりますが、馬毛島全体の公簿上の土地面積、さきほど公簿上の土地面積を申しあげましたけれども、取得状況が88パーセントに達しております。これにつきましては、防衛省が今後確実に取得する土地と合わせますと、馬毛島全体の公簿上の土地面積の99パーセントに達するという状況でございます。昨年秋に住民説明会等を実施し、また、今年の2月に環境影響評価の手続を開始をしたところでございます。

13ページでございますが、最後に馬毛島に自衛隊施設を整備する必要性があります。やはり我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増す中、防衛省としては、自衛隊の南西防衛や大規模災害時の活動拠点として、自衛隊施設を整備を馬毛島に行くことをしようとしております。また、日米同盟の維持・強化の観点から、アジア太平洋地域における米空母のプレゼンス、このプレゼンスの確保は極めて重要と考えておまして、そのためにも、恒久的なFCLP施設の整備が重要と考えております。このFCLPの候補地という観点から言いますと、空母艦載機の拠点である岩国飛行場からの距離ですとか、あるいは滑走路等の建設に必要な広さ・コスト、騒音が発生することを前提とした周辺環境、人が住んでいる種子島から約10キロという距離、そういったものを考慮して検討をいたしておまして、現時点において、馬毛島以外に候補地はないという状況でございます。

以上、少し駆け足になりましたが、米軍再編の進捗状況について、ご説明をさせていただきました。

【住田会長】

ありがとうございました。それでは、これらに関連して何か御質問とか、御意見ございましたら、どうぞ、お願いいたします。はい、どうぞ。

【阪田委員】

報告をありがとうございます。まず、防衛省の地方協力と施設管理の地道な取組を評価したいと思います。次に米軍再編の関係でコメントです。御存じのとおり、アメリカの国防総省のグローバルポスチャーレビューが、バイデン政権の登場によってこれから加速していきます。3月の日米2+2でも日米で協議をして、取り組むと確認されました。戦略環境がさらにな変わっておりますので、新たな環境で抑止・防衛力を維持しながら、施設管理について改善できることをさらに検討してください。また、地元との対話と協議を引き続きよろしく申し上げます。

1つだけ資料について質問です。米軍再編の進捗状況について2ページ目、

左側の2点目のSACO・沖縄に関する特別行動委員会の最終報告の箇所です。ここに「返還済み」の施設が6件ありますが、「返還済み」の中に「全面返還」、「過半の返還」、「部分返還」があります。「全面返還」は施設の全面返還で返還済みと理解しましたが、「過半の返還」や「部分返還」は返還が完了したという意味なのか、未完了の部分があるのかについて、お伺いしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

【住田会長】

コメント、それから質問に対してご意見お願いいたします。

【地方協力企画課長】

部分返還と過半の返還を使い分けているというところのご指摘、ごもっともというところもございます。ただ、あの過半の返還は北部訓練場の面積について7千5百ヘクタールあったものを約4千ヘクタールの返還というところで、ちょっと気持ちが入っているところもあるかと思えますけれども、合意をしているところについては返還を了したということでございます。まだ残っているということではないと。合意をしている範囲については、完了しているということでございます。

【住田会長】

他にご意見ご質問ございますか。どうぞ。

【中西委員（会長代理）】

ありがとうございます。今回、説明を聞いて、改めて、大変なお仕事をされているということで、御苦勞様というふうに思った次第であります。2点質問させていただければと思います。どちらも米軍再編の進捗状況についてなんですけれども、1つは8ページのグアム移転の経緯概要ということで、海兵隊のほうで、2020年代前半から動き始めるということですが、その計画状況といいますか、これ、どれくらいの時間、フレームワークで終了する見通しになっているかということについて、教えていただければと思います。2点目は、最後のほうで御紹介があった、馬毛島の話でFCLPについて、この馬毛島のほうでやる方向で動いておられるということですが、同時に自衛隊の基地と言っているのでしょうか、活動拠点というふうな形で整備されるということですが、現時点で無人の島だそうなんですけれども、ここをどういう形で活動拠点として自衛隊としてお使いになるのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。以上です。

【住田会長】

お願いいたします。

【地方協力企画課長】

まずグアムでございますが、今、ポイントとなっておりますのは、やはり2020年代前半に移転開始をするというところでございます。それでグアムの方でいろいろ施設整備をしているところ、あと資金提供しているところでありまして、そこは動いていない。ただ、終了時点につきましては、今後のどの部隊がどこまで行くかといったところがまだ調整中でございます。今までの議論の中でどの部隊が動くかというのが、対外的に示せる状態になっているものとしては、この1ページ目のキャンプ・シュワブのところには第4海兵連隊とありますけれども、こういった部隊ですとか、あと、キャンプ・コートニーのところには第3海兵機動展開部隊司令部とありますけれども、こういった部隊が対象になると言われておりますけれども、ただし、部隊ごとの移転人数を含めまして、その詳細な計画はまだ決定されていないと。現在、日米間でも協議をしております。米側の中でも検討をしているという状態でございます。出口に関しまして1つ言えることは、さきほどのその人数、定員ベースになりますけれども、やはり9千名が日本国外の場所に移転をしまして、移転後の定員ベースですと約1万人になるというところでございます。出口に関して申し上げられるのはそこまでかなというところでございます。いずれにいたしましても、毎年資金提供も含めまして計画、かなり細かいところまで日米で突っ込んでやっております。このコロナ禍でなかなかミーティングも本当に、日米間のミーティングもリモートでやったりという形でありますけれども、幸い工事のほうは、よくニュースでコロナで少し止まるという話も何回か流れたことはありますが、一応予定どおり今進められているということでございまして、2020年代前半との目標については、維持されているというところでございます。

それから、あと、馬毛島でございますが、さきほど少し「2+2」の文言を経緯のところ読み上げのような形で申し上げましたけれども、この米軍再編の文脈でいいますと、このFCLP施設になります。12ページの真ん中のところ、馬毛島が検討対象になるということが表に出てきたときが平成23年です。このときから、この施設というのは自衛隊の施設であると、ここにありますように自衛隊の施設であって、その防衛体制の充実の観点から大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援する拠点となるということと、通常の訓練等ということで御紹介をしております。これ、かなり地元でも誤解がありまして、米軍施設がそのまま移転してくるんじゃないかとかありましたが、これはあくまで自衛隊の施設であって、年間1回から2回、FCLPがなされる、飛行機が飛ぶのは1回あたり10日間程度で、事前の準備、展開してきて

の準備、あと撤収を入れて約1か月という状況ですという話をしております。最後、ご質問のところでございますけれども、自衛隊はどんな訓練をするのかといったことではありますが、FCLPもタッチアンドゴーの訓練を繰り返すこととなりますが、自衛隊機につきましても、連続の離着陸訓練、これを行うこと。あと、F-35Bを取得してまいりますので、その模擬艦艇の発着艦訓練をする。あるいはその、今、輸送機等の不整地着陸訓練をやる場所というのが岐阜にしかないんですけれども、それを不整地着陸ができるような訓練をする。海上関係でいいますと、エアクッション艇LCACの訓練ですとか、水面に着陸できる救難機US-2の離着陸訓練ですとか、あるいは水陸両用車の訓練ですとか、そういったもの。また、完全に島全体がほぼ飛行場とあと港湾施設とか訓練施設という形で揃いますので、例えば空挺降投下訓練ですとか、そういったものも考えております。災害に関しましては、例えば熊本の地震のときには、熊本空港のすぐ脇に陸自の高遊原分屯地がありますけれども、そこで物積、物資の集積展開をするというような形で使いました。やはり、13ページの図でもありますように、本州とほぼ同等の約1,200キロという南西諸島のエリアで、飛行場と港湾としっかりとした設備があるという施設というのがあまりございませんので、最近やはり南西防衛ということで陸自の配備ですとか進めてきておりますけれども、そういう物資の集積と展開、これを十分に行えるような地積ですとか、飛行場機能、港湾機能というものが十分なものがないので、ここができれば、非常に大規模災害を含めまして、あるいはその各種事態における後方支援の拠点として、航空機を使ってもいいですし、船を使ってもいいですし、といった形で使うと。よって、この平成23年に発表したときよりも格段に自衛隊の施設として自衛隊が使用するという意義が非常に高まってきていると、それに合わせてFCLPの意義というものもございしますので、馬毛島における自衛隊の整備、私共にとって極めて重要な事業となっております。

【住田会長】

他にいかがですか。どうぞ。

【渡部委員】

辺野古の埋立の状況の概要をお聞かせください。2年前くらいにたぶん、軟弱地盤とかの問題があり、工法の見直しがあって、たぶん埋立面積が増えたと記憶しております。現在、どのくらいまで工事が進んでいるのか、止まっているという話も聞かないので、工事は進んでいるという理解をしておりますが、今の状況をお聞かせいただければと思います。

【地方協力企画課長】

普天間飛行場の代替施設に関しまして、沖縄防衛局のほうで令和元年の12月に対外的に、今、おっしゃられたことを巡りまして、公表しております。代替施設の埋立に関して変更承認申請を出しております。地盤改良工事の追加等に伴いまして、計画全体が変更されることになるわけですが、地盤改良工事の追加等に伴う変更後の計画に基づく工事に着手ができましたら、その後、その提供手続の完了まで期間としては約12年であるというふうに発表しているところでございます。この申請の状況でございますけれども、現在、沖縄県のほうにおいて、内容を審査いただいているところでございます。今後の動きについて現時点で予断をもって申し上げられる状況にはないということでございます。

【大臣官房長】

今のとおりでいいと思うんですけども、見た目のことだけちょっと申し上げますと、今おっしゃった大浦側の方はまだ地面ができてないという感じだと思うんですが、こちら側の反対側のほうは、大体その埋立の海のところに地面がこうできている、こういったところまでは大体、見た感じの進捗状況、そういう意味では順調に進んでいるということじゃないかというふうに思います。

【渡部委員】

ありがとうございます。2年前に状況を視察に行き、その際には沖縄防衛局長に丁寧に説明していただいたのですけれども、それ以降、コロナ感染により、現地に行けなかったものですから、参考になりました。

【住田会長】

他にいかがですか。どうぞ。

【阿部委員】

これまでの詳細なご説明、ありがとうございます。私のほうから一坪地主についてご質問させていただきたいと思います。前回、3年前にこの会議に出させていただいて、そのときの資料を持ってきたんですけども、2つの資料を比較しますと、若干ながら人数が減っているように見受けられると思います。元々、前回3年前にお配りいただいた数値が3,905名だったのが、今回の資料ですと3,776名と130名くらい減っているという状況だと思いますけれども、ちょっと細かい話ですけども、これまでに少しずつ減ってきているということなのか、今回はこれまでの傾向と違うのか、わずかながら減っているということのをどのように理解したらいいのかという点について、ちょっと

お伺いしたいと思います。ありがとうございます。

【施設管理課長】

一坪地主の方々については、登記簿なりで、その都度、所有者名等を確認しているところをごさいます。その都度、変更になるというようなところがございませう。相続とか、そういう観点で数字が変更するという状況でございませう。傾向として、どういう傾向で減っているかというところまでは、中々分析はできていないというような状況になってございませう。

【阿部委員】

この問題について、特に何か大きなインプリケーションがあるというわけではなく、基本的には淡々とご対応いただいているということかと思ひませう。

【施設管理課長】

その都度、確認できている人数で御説明させていただいているというような状況でございませう。

【住田会長】

他にごさいますか、よろしいですか。それでは私からの質問などです。まず一点目です。今の一坪地主の関係ですが、相続が発生しますと、おそらく数は増えていく可能性はあります。かつ、それが今の現段階の法制度ですと、所有権の変更登記がきちんとなされないうこともままあり、不明なものが増えてくると思ひますので、今後、それに対して何らかの法制度を含めた対応策を考へていく必要があるのではないかと考へますが、いかがでしょうか。

次に、辺野古の関係では、現在のコロナ禍の中、反対される方々や現地の動きはいかがでしょうか。妨害のような行為はないでしょうか。

最後の3点目ですが、馬毛島に関しましては、ここまで進んで良かったと思ひますけれども、交渉の残る所有者の数はいかほどでしょうか。相続が発生して大きな土地を持ってらっしゃる方との関係が今回、かなり解決したようですけれど、まだ、何パーセントか残っているということは、合意に至らない部分があるわけで、それが済まない限り、すなわち、100パーセントにならない限りは、今おっしゃったような利用、活用ができないかどうかということが気になります。そして住民説明会はやってらっしゃるようですけれども、それは近隣の種子島とかそういうところも含めてのものなのかどうかです。住民の反対が今後あるということでしたら、気になります。この辺の動きについてもご説明をお願いしたいと思います。以上です。

【地方協力企画課長】

辺野古の妨害という話ですけれども、反対派の方々が、工事の周辺に集まられてというような状況は、人数はあれですけれども、日常的な状況ですし、警備に関する活動あるいは警察等との連携というのはなくなることはない状態で、日々、対応しているという状況でございます。

馬毛島のほうであります、さきほど申し上げました仮登記までいっているのを入れますと99パーセント、防衛省の名義で登記が終わっているのが88パーセントに達していますけれども、その99パーセント以外のところにまだ、個人の方、あと市の持っている土地ですとか、あるいは漁港ですとかございまして、個人の方の所有者については、確認が取れておりますし、また、いろんなご相談というのもさせていただいている状態であります。仮登記のところまでと申し上げましたその先は、いろいろと民民の話もありまして、いろんな利害関係者間の調整がございまして、我々としては手続を一步一步進めておりますけれども、いろんな利害関係者のやりとりが上手くいくのを待ちながら進める部分もございまして。そういった方々がいらっしゃる中で、その方々が反対活動みたいなことをされているという状況にはございません。住民説明会につきましては、種子島に、この図にもありますように、馬毛島が所在します西之表市と中種子町、南種子町というものがございまして。種子島の1市2町に対する住民説明会ですとか、あるいは環境影響評価を始めております、そういった環境影響評価法に基づく方法書の説明会ですとか、そういったものも屋久島ですとか、南大隅町といったところにも、法律に直接基づかない説明会も含めて、いろいろな形でやっております。住民説明会自体も元々去年の10月から12月までやったというの、法律に基づくものではなくて、そもそも防衛省がどういう施設を整備したいかという、さきほどご説明したような自衛隊にとっての機能ですとか、FCLPにとどまらず、そういったものもあるというものをまとめて、自衛隊の施設を作りたいんですという話をまずは御紹介に行きました。それによって、沖縄の米軍施設がそのまま馬毛島に来るんじゃないかと思われるような方々の誤解を解くとかですね、そういったような形で住民説明会も行わせていただいている状況であります。

【住田会長】

はい、ありがとうございました。あと一坪地主に関して、何か対応策やその工夫とか、今後の制度的なご要望とかあるのであれば、聞かせていただければと思います。

【施設管理課長】

そうですね、一坪地主の方、非常に小さな面積に多数の人がいるということ

でございます。登記簿で代替わりをどうしても把握できないという現状がございます。そこにつきましては、戸籍謄本等を取りまして、把握に努めているというような状況でございますけれども、中々、難しいところもあるというような状況でございます。

【住田会長】

よく理解できました。ほかに御質問がございますでしょうか。よろしいですか。それではほかにご質問がないようでしたら、最後に、次回の会議についてですが、本審議会は、防衛省の方から具体的な諮問事項などがございましたら、その際に開催することとなります。その際には、事前に委員の皆様方の御都合などを確認した上で、議案、開催日その他必要な事項を連絡させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。また、委員の皆様におかれまして、審議会の運営などについて御意見、御要望などがある場合は、その都度、調整させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして本日の会議はこれで終了させていただきます。なお、本日の会議の議事につきましては、後日、議事録を作成し、公開することといたしますので、御了承いただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（以上）